

## 議案第32号

大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号に規定する者並びに法第81条第1項に規定する員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準並びにこれらのうち法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業に係る基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる者)

第2条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第30条に定める基準を除く。）とする。

(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準該当居宅介護支援の員数及び事業の運営に関する基準は、省令第30条において準用する省令第1条の2、第2章及び第3章（第26条第6項及び第7項を除く。）に定める基準とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。